

熊本藩の文書記録管理システムとその特質（その1）

高橋 実

【要 旨】

一定の規模をもった組織体の場合、組織体機能が内部部局によって分担されるから、発生する文書記録群の総体あるいはその伝存形態である記録史料群の総体は、組織の機能分担システムを反映した体系的秩序、有機的構造をその内側に備えることになる。この記録史料群の内部構造を明らかにすることは、それに含まれる記録史料の十全かつ科学的な理解に必要不可欠なことである。さらに文書記録を管理し保存してきた組織体の組織史を明らかにすることにもつながる。

本稿は、以上のような文書記録管理史研究の位置づけのもとで、近世中期から幕末期にかけての熊本藩の文書記録管理システムに関する検討を行って熊本藩の文書管理の具体相を明示し、さらに文書管理システムの特質を明らかにしようとするものである。

とくに刑法方と寺社方・町方という2部局の現用文書記録目録を分析して、文書記録管理システムの実相を提示する。

【目 次】

はじめに

1 幕藩政文書記録管理史研究の現状と文書管理 の実際

- (1) 研究史の整理と幕藩政文書管理の概要
- (2) 藩政文書管理の推移

2 熊本藩文書記録の伝来過程と現状

- (1) 廃藩置県前後の状態と推移
- (2) 北岡文庫詰めの役割
- (3) 北岡文庫の文書記録整理
- (4) 北岡文庫の戦後の推移

3 熊本藩の文書記録管理に関する研究と史料状 況

- (1) 熊本藩の文書記録管理史研究
- (2) 熊本藩の文書記録管理史料の状況

4 藩庁各部局での文書記録の作成と管理・保存

- (1) 「御刑法方諸帳目録 天保4年5月改」
の検討
- (2) 「寺社方・町方諸帳目録 文久2年8月
改」の検討

①文書記録の管理

②諸帳方への引き渡し

③文書記録の廃棄

④諸帳方保存文書記録の業務利用

5 小 括 (以上、その1)

6 諸帳方の設置と役割 (以下、次号予定)

(1) 諸帳方の設置と変遷

(2) 諸帳方の役割

(3) 文政期・天保期の文書記録改革

(4) 諸帳方の記録管理の実際

(5) 御蔵について

(6) 坤槽について

(7) 天守槽について

(8) 文書の編綴・装幀・補修・風入れ及び保
存環境について

7 「御蔵入目録」と「入目録」の検討

8 「坤御槽入目録根帳」の検討

9 「筆筒入目録」の検討

10 藩侯文書記録の管理保存について

11 藩校の記録所の機能について

おわりに

はじめに

安藤正人氏はアーカイブズ学(記録史科学)とは、「史料を歴史研究をはじめとする人間のさまざまな創造的文化的活動の素材として活かすため、必要な知識と技術の体系化をめざす学問分野であり、大きく分けて『記録史料認識論』と『記録史料管理論』の二つの研究領域から構成される」と定義した¹⁾。その後、「史料」を「記録史料」に、「記録史料認識論」を「アーカイブズ資源研究」に、「記録史料管理論」を「アーカイブズ管理研究」に言い換え、それぞれを構成する研究課題も少し新しいものに改めている²⁾。

「アーカイブズ資源研究」とは、「過去から現在に至るさまざまな記録や記録群の性質や構造を分析し、アーカイブズ資源として多様に活用するための理論と方法論を研究する分野」である³⁾。かかる「アーカイブズ資源研究」にはいくつかの研究課題があるが、その一つに、過去の記録を対象にした歴史情報資源学があり、史科学、文書管理史などがそれにふくまれる。本稿は、この文書管理史研究を主題とするものである。

文書管理史は、「文書群の構造を理解する前提として、当該文書群を発生させた組織体における記録作成や保管・利用・廃棄の実態を歴史的に究明しようというものである。最初は資料保存機関の現場から文書整理に必要な研究課題として提起されたと考えられるが、その後、歴史学の側に積極的に受けとめられ、古文書学という伝来論を発展させるものとして史料論の独自分野になりつつある」が⁴⁾、近年では文書記録管理史の研究から、文書記録を作成し管理保存してきた当該組織体の組織論や事務処理のシステム論などにも広がりを見せるようになってきた。

日本近世の藩など一定の規模をもった組織体の場合には、組織体機能が内部機構によって分担されるから、発生する文書記録群の総体あるいはその伝存形態である記録史料群の総体は、藩組織の機能分担システムを反映した体系的秩序、有機的構造をその内側に備えることになる。この記録史料群の内部構造を明らかにすることは、それに含まれる記録史料の十全な理解に不可欠なことである。さらに文書記録を管理し保存してきた組織の歴史を明らかにすることにもつながる。このような記録史料群の内部構造の把握に資するものとして、記録史料の管理史研究がある。これは記録史料が伝存するにいたった状況や環境(保存形態、保存空間、管理制度など)を歴史的に明らかにしようとするものである⁵⁾。

本稿は、以上のようなアーカイブズ学研究の全体的位置づけのもとで、近世中後期から幕末期にかけての熊本藩の文書記録管理システムに関する検討を行って熊本藩の文書管理の具体相を明示し、さらに文書管理システムの特徴を明らかにしようとするものである。

1) 安藤正人『記録史科学と現代』吉川弘文館、1998年、20頁。

2) 安藤正人「アーカイブズ学の地平」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学・上』柏書房、2003年10月)。

3) 安藤正人「日本のアーカイブズ研究とアーキビスト教育—国際環境の中で—」(経済資料協議会『経済資料研究』第35号、2005年3月)。

4) 前掲、註(1)5頁。

5) 前掲、註(1)26~29頁。

1 幕藩政文書記録管理史研究の現状と文書管理の実際

（1）研究史の整理と幕藩政文書管理の概要

近年、近世社会における文書の管理と保存のあり方を具体的に検討し、またその基盤となる共同体や諸社会集団固有の価値意識に関連づけて考察した研究がみられるようになった⁶⁾。このいうならば文書管理史研究という独自の研究分野を設定し、そのもつ社会的意義の究明という明確な意図をもって研究してきたのは安藤正人氏である。その最初の学問的成果が安藤正人「近世・近代地方文書研究と整理論の課題—『文書館学』の立場から—」⁷⁾という論文の中の一項目「近世後期における文書管理の一、二の事例」であった。この論文で安藤氏は、いくつかの事例をもとに近世村方文書の管理形態を明らかにした上で、村政の機能とかかわらせて村方文書を文書管理史という観点から分析する重要性和、事例の集積の必要性を指摘したのである。それだけに、それ以降の研究は村方文書管理史の個別事例を発掘することに主眼がおかれ、それにかかわって村および村人と文書管理の有り様を検討するものが多かった。

このような事情から1980年代、90年代前半の文書管理史の究明を正面にかがけて分析したものは村方文書にかんするものがほとんどであった。それでも幕府や藩、あるいは寺社や町、組合などの文書の保存と伝来について言及したものが無いわけではないが、村方の文書管理史研究に比較して遅れていたといわざるをえない。

かつてこのように研究史を整理していたが、すでに1988年に福岡藩の文書記録管理仕法と藩政の展開の関係について真正面から分析していた江藤彰彦「福岡藩における記録仕法の改革—法の蓄積と法令による支配—」⁸⁾が公表されていたのである。江藤氏は法制史研究者で、アーカイブズ学研究の流れとは別個のものと思われるが、福岡藩の文書管理史研究を実証的に分析していたのである。これは藩政文書管理史研究史上、高く評価されなくてはならない。江藤氏は、18世紀後半に行われた福岡藩の記録仕法改革が法令による一元的支配を領内に浸透させていくための基盤形成であったことを明らかにしたのである。具体的な記録管理は、藩庁各部局での部分け仕法の実施であり、それは増大する記録をどのようにして検索・参照利用可能な状態にするかということから編み出された仕法であったという。法令に基づく系統的支配を実現していくためには、まず法令・機構の整備が必要であり、それと同時に先例が常時参照できる状態でなければならないという政治課題から導入された記録の整備仕法、つまり文書記録管理方法の改革であったということを明示したのである。

いうまでもなく幕府も藩も一定規模以上の組織体であり、幕藩政を継続的に効率的に運営していくために文書記録を作成し、授受し、管理し、参照利用し、そして評価・選別し保存してきたことは疑いない。幕藩政文書の保存形態や整理目録をみれば、文書が意識的に管理されていたことは一目瞭然である。しかし、このことがあまりにも常識的でありすぎたからであろう

6) この項は、高橋実「近世における文書の管理と保存」（安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年2月）によっている。

7) 『日本史研究』第280号、1985年12月、所収。のち大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』吉川弘文館、1986年、に再録。なお安藤氏自身が述べているが、安藤氏の問題提起の前提に、近代県庁文書整理の過程から生み出された文書管理史の先駆的論考があることを看過してはならない。

8) 西南地域史研究会編『西南地域の史的展開・近世編』思文閣出版、1988年1月、所収。

か、幕府藩政文書の管理保存についての研究を行うものは少なかった⁹⁾。

近年までの藩政文書記録の管理についての一般的理解は次のとおりであった¹⁰⁾。つまり、藩の一部局で作成・授受された文書は処理されたあと、そのまま集積され、あるいは廃棄されるが、書類が累積してくると、法令集・先例集として整理・編纂された。各部局の集積書類は、ある段階で藩全体の立場から、ときには専門の部局を設けて、藩日記や藩法・規式集の類として整理編纂された。これらの記録史料をもとに歴代公記や藩史が編纂され、明治以後の家史編纂の事業が行われた、というものであった。

幕藩政の文書管理史に関係する研究成果は、註で整理しておくが¹¹⁾、このような研究状況の中でもいくつかの先駆的研究や着実な研究が出されている。

-
- 9) それでも、岡山藩池田家文書を調査して機能分類表を提示したジョン・W・ホールは、それらの資料を生産した藩行政機構内部の諸機能と諸部局とによって資料を分析する必要があると主張していた(金井剛『藩政』至文堂、1962年、180頁~185頁)。これはホールが接した岡山藩文書記録の現状が部局毎に部局の業務遂行に応じて作成・授受・管理保存されていた状態を保持していたからであろう。しかし、ホールは文書記録管理史研究の必要性については言及していない。
- 10) 河内八郎「武家文書」(木村礎編『文献資料調査の実務』柏書房、1974年12月)。
- 11) 管見の範囲で、幕藩政の文書管理史に関係する研究成果は次の通りである。

幕府

- 鈴木亀二「浦賀奉行所の『反古分け』について」(『日本歴史』第246号、1968年11月。のち『日本古文書論叢11・近世I』吉川弘文館、1987年に再録)。
- 大野瑞男「幕府勘定所勝手方記録の体系—幕府財政史料の類型論序説—」(『史料館研究紀要』第5号、1972年3月、第6号、1973年3月、第7号、1974年3月、のち『日本古文書論集11・近世I』吉川弘文館、1987年に再録)。
- 小宮木代良「『御実紀』引用『日記』の検討—江戸幕府記録類の解明のために—」(『日本歴史』第486号、1988年11月)。
- 小宮木代良「幕府記録と政治史像—右筆所を中心に—」(山本博文編『新しい近世史①国家と秩序』新人物往来社、1996年3月)。
- 磯永和貴「紅葉山文庫収蔵『献上国絵図』の管理と利用—八代將軍吉宗の在職期間を中心に—」(『史学論集—佛教学部文学部史学科創設三十周年記念—』1999年3月)
- 大石学「日本近世国家における公文書管理」(『史境』第36号、1998年3月。のち歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』日本図書センター、1999年に再録)。
- 大石学「公文書システムの整備」(大石学『江戸時代への接近』東京堂出版、2000年9月)。
- 大石学「享保改革の歴史的位置」(藤田覚編『幕藩制改革の展開』山川出版社、2001年11月)。
- 大石学「公文書システムが整備された」「幕府諸役職において公文書はどう管理されたか」「公文書システムの構築が提唱された」(大石学『徳川吉宗・国家再建に挑んだ將軍』教育出版、2001年3月)。
- 大石学「寛永期—柳氏の分知について—一家臣団とアーカイブズの分割—」(大石学編『近世国家の権力構造』岩田書院、2003年5月)。
- 大石学「官僚システムの整備—法・官僚・公文書」(大石学編『享保改革と社会変容』吉川弘文館、2003年9月)。
- 大友一雄「幕府寺社奉行と文書管理」(高木俊輔・渡辺浩一編『日本近世史料学研究—空間論への旅立ち』北海道大学図書刊行会、2000年2月)。
- 大友一雄「解題」(国文学研究資料館史料館編『幕府奏者番と情報管理』名著出版、2003年3月)。
- 福田千鶴「江戸幕府勘定所と代官所の史料空間—勘定所系の伺書のライフサイクルをめぐって—」

（高木俊輔・渡辺浩一編『日本近世史科学研究—史料空間論への旅立ち』北海道大学図書刊行会、2000年2月。のち福田千鶴『江戸時代の武家社会—公儀・鷹場・史料論』校倉書房、2005年に再録）。

藩一般

笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版会、1998年。

福田千鶴「幕藩制的秩序の形成—藩政確立をめぐる諸問題—」（山本博文編『新しい近世史①国家と秩序』新人物往来社、1996年3月）。

福田千鶴「近世領主文書の伝来と構造」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学・下』柏書房、2003年10月）。

福田千鶴「近世中期の藩政」（大石学編『享保改革と社会変容』吉川弘文館、2003年9月）。

津軽藩

福田千鶴『大名家文書の構造と機能に関する基盤的研究—津軽家文書の分析を中心に—』（科研報告、2003年3月）。

山形藩

福田千鶴「東京都立大学付属図書館所蔵水野家文書の構造について—現用時目録の分析を中心に—」（東京都立大学人文学部『人文学報』第335号、2003年3月）。

黒羽藩

新井敦史「下野国黒羽藩主大関氏による史料保存と『大関家文書』の存在形態」（『日本史学集録』第25号、2002年5月）。

松代藩

北村保「真田宝物館所蔵真田家文書について」（『信濃』第44巻第12号、1992年12月）。

原田和彦「長野県宝『真田家文書』の基礎的考察—流入文書について—」（真田宝物館『松代—真田の歴史と文化—』第10号、1997年3月）。

原田和彦「『真田家文書』について」（『信濃』第50巻第4号、1998年3月）。

原田和彦「『真田家文書』拾遺」（『信濃』第50巻第11号、1998年11月）。

原田和彦「本目録の編成にあたって」（『真田宝物館収蔵品目録・長野県宝真田家文書（1）』、2004年3月）。

原田和彦「『木地蠟金御紋附御文庫』の文書類について」（『真田宝物館収蔵品目録・長野県宝真田家文書（2）』、2005年3月）。

高田藩

花岡公貴「『榊原藩文書』と藩日記」（新潟県立文書館『研究紀要』第9号、2002年3月）。

鯖江藩

竹内信夫「鯖江藩江戸藩邸「御用部屋日記」・「小堀記」について」（『若越郷土研究』第39巻第4号、1994年7月）。

勝山藩（美作国）

横山定「近世大名の転封における文書の受け渡しについて—譜代小藩三浦家を例として—」（『岡山地方史研究』第75号、1994年10月）。

岡山藩

中野美智子「岡山藩政史料の存在形態と文書管理」（『吉備地方文化研究』第5号、1993年3月）。

中野美智子「宝永八年生坂藩文治計画について—池田家文庫藩政史料の原秩序復元の一例—」（『倉敷の歴史—倉敷市史紀要—』第5号、1995年3月）。

泉正人「藩庁文書の伝来秩序と藩職制—岡山藩大坂留守居作成文書を素材に—」（岡山藩研究会『藩世界の意識と関係』岩田書院、2000年5月）。

鳥取藩

徳永職男「鳥取池田家史料の日記類に関する考察（その1）—『万留帳』と『控帳』について—」

(『鳥取県立博物館研究報告』第14号、1977年3月)。

徳永職男「鳥取池田家史料の日記類に関する考察(その2) —『御在国御在府日記』と『控帳』との関係を中心にして—」(『鳥取県立博物館研究報告』第17号、1980年3月)。

萩藩

山崎一郎「萩藩当職所における文書の保存と管理」(『山口県文書館研究紀要』第23号、1996年3月)。

山崎一郎「萩藩当職所における文書整理と記録作成」(『山口県文書館研究紀要』第24号、1997年3月)。

山崎一郎「毛利家文庫・法令一三八『諸書付』について」(『山口県文書館研究紀要』第25号、1998年3月)。

山崎一郎「萩藩代官所における文書管理と『御書付其外後規要集』の作成」(『瀬戸内海地域史研究』第7輯、1999年7月)。

山崎一郎「明治～昭和戦前期、山口県庁における旧藩記録の保存と利用—毛利家文庫と県庁伝来旧藩記録—」(『山口県史研究』第9号、2001年3月)。

山崎一郎「明治～昭和戦前期における萩藩勘場文書と郡役所文書の保存と伝来について」(『歴史学研究』第790号、2004年7月)。

山崎一郎「萩城櫓における文書の保存について」(『日本史研究』第503号、2004年7月)。

山崎一郎「藩庁文書一藩から府県へ」(鶴飼政志ほか編『歴史を読む』東京大学出版会、2004年11月)。

徳島藩

安澤秀一「徳島藩裁許所公事落着帳・裁許御目付扣帳の基礎的研究」(『史料館研究紀要』第12号、1980年9月)。

土佐藩

大野充彦「山内家文書の伝来について」(高知県歴史資料調査報告書『土佐藩山内家歴史資料目録』1991年3月)。

福岡藩

江藤彰彦「福岡藩における記録仕法の改革—法の蓄積と法令による支配—」(西南地域史研究会編『西南地域の史的展開・近世編』思文閣出版、1988年1月)。

江藤彰彦・山田秀「解説」(『福岡県史・近世史料編・福岡藩御用帳(一)』1988年12月)。

江藤彰彦「解説(二)」(『福岡県史・近世史料編・福岡藩御用帳(二)』1993年3月)。

熊本藩

吉村豊雄「日本前近代地方行政の到達形態と文書管理システム」(『拠点形成研究B・世界的文化資源集積と文化資源科学の構築・平成16年度報告書』2005年3月)。

川上慶子氏の「熊本細川藩における系譜・家譜編纂—「御筆類目録の検討を通して」—」(『地方史研究』第291号、2001年6月)。

柳川藩

中野等「『書類目録』分析に基づく史料構造の検討—筑後柳川立花家の場合—」(国文学研究資料館史料館編『記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究』研究レポートNo.2、1998年3月)。

薩摩藩

山本博文「島津家文書の内部構造の研究」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第13号、2003年3月。のち山本博文『江戸時代の国家・法・社会』校倉書房、2004年に再録)。

山本博文「島津家文書(黒塗漆箱分) 解題」(東京大学史料編纂所編『島津家文書目録(黒塗漆箱分)』1997年2月)。

五味克夫「島津家文書伝来の経緯」(『黎明館企画特別展示 奇跡の至宝「島津家文書」—薩摩七

幕府の文書管理については、高橋実「近世における文書の管理と保存」¹²⁾が先駆的検討を行っているが、つづいてその成果を受け継ぐ形で大石学「日本近世国家における公文書管理」¹³⁾を公表し、その後いくつかの関連論文を発表し¹⁴⁾、享保改革のアーカイブズ政策を幅広くかつ具体的に分析している。

藩の文書管理について概説的なものは別にして、本格的な研究としては中野美智子「岡山藩政史料の存在形態と文書管理」¹⁵⁾が早いものであろう。その岡山藩の場合であるが、藩庁の文書管理を担当する部局は「留方」といわれるところである。留方は独立した役所で、藩政執行の最高機関である評定所に列座した。役所は藩校内にあり、留帳類は「国史御蔵」に保存されていた。職掌は「文案ヲ勘署シ録事を総括シ国史ヲ編纂ス」することで、つまり藩庁公用文書の調査と記録の管理であり、藩史の編纂であった。留方の人員は、天保8～10（1837～39）年で7人で、任用されたのは下級の藩士であった。そして留方の主要職務である「留帳」を記録する目的は、後年の「見合せ」つまり、後の参考に供するための永久保存であった。もちろん、留帳であるから、現物の保存ではない。しかし、文書記録の中から選別し、後年参照すべきものを書き留めていたのである。

この留帳・日記方式は岡山藩に限ったものでない。文書記録管理史研究のある鳥取藩、福岡藩、萩藩でも、熊本藩でも留帳方式を併用させていたのである。留帳・日記方式は、近世から明治初期にかけて幕藩政や豪農・商家などに広くみられる文書管理参照方式であった。上は幕府から、下は町や村、さらに仲間・組合や個人まで写し、留帳の形で文書記録を保存し、参照利用の便ならしめていたのである。幕府・諸藩では「日記」「留」「類集」「集成」などという名称の留帳を編纂し、場合によっては年別・類別・主題別に編綴し、目録・見出しなどの検索手段を作成して、実際の執務の場で参照利用していたのである。

現在、岡山大学に保存されている岡山藩池田家文書を見ると、藩政時代も文書保存状態はおおかた良好だったように思われるが、幕府・諸藩の場合はどうだったのであろうか。現用・半現用文書の保存は別にして、非現用文書の場合、文書保存環境は悪く、虫害の被害はどこでも大きかったようである。とくに非現用文書は日頃の利用が少ないため、保存状態が悪くなっても気付くのが遅く被害を大きくしていたようである。

たとえば、あの歴史と史料を「大事にする」ことで有名な水戸藩の大日本史を編纂する彰考館においてさえ1780年代（天明頃）の史料保存の状態は非常に悪いことが指摘されており、史料

〇〇年の歴史が見える—】鹿児島歴史資料センター黎明館、2000年9月）。

林 匡「記録所の活動に関する一考察」（研究代表者・中山右尚編『近世薩摩における大名文化の総合的研究』科研報告書、2003年3月）。

寺沢美保「史料掛が語る島津家の史料管理について—聞き取り調査報告—」（『鹿児島歴史研究』第3号、1998年5月）。

寺尾美保「島津家文書の伝来と島津家の編輯事業」（『尚古集成館講座・講演集No.47』2000年3月）。

12) 安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年2月、所収。

13) 『史境』第36号、1998年3月、所収。のち歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』日本図書センター、1999年、に再録。

14) 前掲、註（11）参照。また、幕府寺社奉行や奏者番の文書管理について分析した大友一雄氏の成果も注目に値する。

15) 『吉備地方文化研究』第5号、1993年3月、所収。

の保存管理の悪化——虫損——利用困難——利用皆無——調査・整理、裏打ち補修——利用可能——利用の増加という展開を見て取ることができる¹⁶⁾。萩藩でも南御門櫓に保存していた上勘所非現用文書の保存状態が決して良好なものであるといいがたいことが指摘されている¹⁷⁾。後述するが熊本藩でも文書記録の保管・保存状態は決して良くなく、破損・虫損した文書記録が少なくなかった。

藩政文書記録についての管理史研究が多くない中で、萩藩については山崎一郎氏の一連の研究がある。まず山崎一郎「萩藩当職所における文書の保存と管理」¹⁸⁾は、萩藩内の各職座が、職務遂行の過程でどのような文書を作成・取得していたのか、またどのように文書管理が行われていたかを分析することが現在の毛利家文庫の個々の文書の性格、さらに毛利文書群の性格を把握するために必要なことであるとして検討を進めたものである。具体的には国元の最高職である当職が当職に付属する実務役人と共に執務する職座である当職所での文書の管理と保存について分析したものである。この中で、半現用ないし非現用の文書記録が萩城の矢倉で保存されていたこと(文書記録のライフサイクルと保存場所の区分け)、藩主家伝来の文書記録は御宝蔵で保存されていたこと(藩侯文書記録と藩庁文書記録は別系統の管理保存)、あるいは度重なる文書整理とそれともなう文書目録の作成、そして文書管理を専門に行う当職所記録方の設置による参照利用という視点からの文書記録整理の実施など興味深い論述が行われている。

つづく山崎一郎「萩藩当職所における文書整理と記録作成」¹⁹⁾は、前稿での検討結果をふまえて、当職所での文書整理、留帳など記録の作成について具体的に分析したものである。文書記録の増大という背景のもとでいずれも執務の遂行に必要な文書記録をどう整理し、かつ検索手段を作成し、参照利用に供するかという観点からの情報管理の改革だということを論じたものである。その中で注目すべきは、留帳・日記方式という一件記録シリーズ作成を18世紀半ばで放棄したことである。他の部局の留帳方式まで中断したとは考えにくい、業務量が多く年々増加していく部局での放棄すなわち原文書管理保存と参照方式への転換は十分考えられよう。後述する熊本藩でも同じような流れがみられるからである。ただし原文書管理参照方式の前提には、文書記録の管理が規則的に行われ、文書記録が整理され、目録などの検索手段が整備されていなくてはならない。

さらに山崎一郎「萩城櫓における文書の保存について」²⁰⁾は、萩城南御門櫓で保存されていた上勘所(監査役所)の文書が藩士によって盗み出された事件を素材に、櫓での文書保存の実態や文書のライフサイクルと櫓保存の位置関係について具体的に検討した興味深い論考である。熊本藩でも後述するように永年保存文書記録は坤櫓で管理保存しており、幕府の多門櫓での保存などとの関連で興味深いことである。また「見合」=参照が必要な先例には古い「古格」と比較的新しい「新格」があって、よく参照されるのは「新格」で、それは30年ほどの期間と認識されていたことを明示した。

16) 小宮山楓軒著「翠軒先生遺事」(国立国会図書館蔵)。

17) 山崎一郎「萩城櫓における文書の保存について」(『日本史研究』第503号、2004年7月)。

18) 『山口県文書館研究紀要』第23号、1996年3月、所収。

19) 『山口県文書館研究紀要』第24号、1997年3月、所収。

20) 『日本史研究』第503号、2004年7月、所収。

以上のような福岡藩・岡山藩・萩藩の文書記録の管理・保存に関する研究成果をふまえ、かつそれらを参考にしつつ熊本藩の文書記録管理システムについて具体的に検討していくことを本稿の課題にしたい。それが、個別事例研究にとどまらず、さらに日本近世の幕藩政文書管理の歴史的位罫、意味、役割を明確にし、藩政文書記録の構造的把握のみでなく遅れている組織論の解明にもつながれば幸いである。

（2）藩政文書管理の推移

藩政期の文書管理方式といっても時期的変遷があり、また藩の規模²¹⁾や転封を繰り返す譜代藩とほぼ居付きの外様藩でも異なる。しかしながら、原文書記録そのものの管理保存方式と原文書記録を必要に応じて書き主主題毎に編成する留帳・日記・類聚作成方式との併存が一般的である。

岡山藩・鳥取藩などは比較的留帳方式に比重を置いていたようである²²⁾。かかる日記・留帳方式だと、記録が蓄積し増大してくると検索が困難となってくる。そこで「繰出」とか「頭書」などの日記・留帳検索用の索引などが編集されることが多くなるのである²³⁾。

熊本藩では見合帳²⁴⁾、諸見合帳²⁵⁾、万見合帳²⁶⁾など留帳・類聚などが書写・編集され、管理保存されていることが少なくない。そしてその検索のために見合帳頭書²⁷⁾などが編成されたのである。

もちろん文書管理方式の比重は藩によって相違があり、かつ同じ藩でも時代により異なっている。例えば信濃国松代藩は原物保存に比重をおいているところに特色があるという²⁸⁾。

また部局による違いも看過できない。萩藩は留帳・類聚方式が基本であったが、18世紀半ばから業務が多い当職所では留帳・類聚方式を放棄したという²⁹⁾。こうして松代藩・萩藩などでは、留帳類の作成と併行して多くの一次文書記録を編綴して管理保存してきた。

松代藩・萩藩のように原物文書を編綴して管理保存している藩が多いとは必ずしもいえない。

21) 笠谷和比古は「大体において10万石クラス以上の大名家（藩）ともなれば、領内統治に関する局面を中心に、職制の分化と官僚制的行政組織の顕著な発達が見られる」（笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版会、1998年、257頁）としている。

22) 中野美智子「岡山藩政史料の存在形態と文書管理」（『吉備地方文化研究』第5号、1993年3月）や徳永職男「鳥取池田家史料の日記類に関する考察（その1）—『万留帳』と『控帳』について—」（『鳥取県立博物館研究報告』第14号、1977年3月）など。

23) 山田哲好「解題」（『国文学研究資料館史料館編『史料叢書2・松代藩庁と記録—松代藩「日記繰出」—』名著出版、1998年）。

24) 永青文庫10-4-13。

25) 永青文庫10-4-24。

26) 永青文庫10-5-36。

27) 永青文庫10-4-15。

28) 笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版会、1998年、ix頁。

29) 山崎一郎「萩藩当職所における文書整理と記録作成」（『山口県文書館研究紀要』第24号、1997年3月）。元山口県文書館の戸島昭氏から、萩藩文書をみていると台帳方式だったことがわかり、本来あった一次史料の内容を帳面に写すと一次史料そのものは廃棄している、と教示していただいた。萩藩政全体の文書管理の基調は、この台帳方式であったのであろう。

しかしながら18世紀後半以降、公共的業務の拡大、社会経済的活動の広がりが時代の趨勢であり、それにともなって必要な文書記録が飛躍的に増大してきた。その結果、藩庁内各部局では原物の文書記録そのものを管理保存するシステムの比重が大きくなってきたことはいうまでもない。

熊本藩庁のなかでも吉村豊雄氏が検討した町方・在方という領内支配を担当した部局は、業務量が他と比較して圧倒的に多く、そのため書写類別システムを中止し、行政の手続きシステムにそって移動する文書をそのまま簿冊に編綴して稟議に回し、完結後はそのまま保管し、後日の参照利用に備えるシステムを早くから採用していたということは首肯しうることである³⁰⁾。

明治維新後、しばらくは前代の併存システムが継続していた。国政レベルでも留帳・類聚作成方式の考えは明治中期の修史局が廃止されるまで続いている。

府県における旧藩政文書記録管理システムから近代的な文書管理保存システムへの転換について水野保氏は、明治19年の「内務省文書保存規則并細則」ならびに明治21年の「内務省文書保存規則」が府県の文書管理に大きな影響を与えたと指摘している。つまり公文書原本による記録保存、および類別部目制と保存年限制は、内務省の文書保存規則をモデルとして導入されたというのである³¹⁾。もっともそれ以前の明治8年10月に、秋田県では公文書原本による記録保存への転換が行われており、それは工部省文書局出身の県令の主導によるものだという³²⁾。これらの点についての検討は今後の課題であるが、明治10年代に国政レベルの文書記録管理システムの転換があり、その影響を受ける形で府県政レベル、さらには市町村政レベルの文書記録管理システムが転換していったことはたしかなことである。

藩政時代、その数260から270ほどの大小の藩は、それぞれ相当の量の文書記録を作成し、管理保存してきた。その最初の散逸の条件が生まれたのは、明治4年の廢藩置県のときであった。このときから今日まで幾多の散逸危機や現状変化の過程をへて今日の状況にいたっているのである。この点について福田千鶴氏は、領主文書について、政治的変動、災害、修史・編纂事業、補修事業、他家文書の流入といった要因により現用秩序を変容させ、とくに幕藩制の瓦解、敗戦後の混乱が与えた影響は大きく、文書群は本来の所有（保管）者・保管地から離されて移動を繰り返すなかで、現用秩序のみならず出所すら喪失したものが混在しているというのである³³⁾。藩庁文書を含む大家文書は、伝来の過程で「分断と廃棄・消滅という過程をくぐり抜けてきたもの」であり、当初の文書群の形態を減失している場合が大半であるため、その伝来過程を明らかにし、文書記録群の構造を復元し把握することの重要性が前から指摘されていた³⁴⁾。

30) 吉村豊雄「日本前近代地方行政の到達形態と文書管理システム」(『拠点形成研究B・世界的文化資源集積と文化資源科学の構築・平成16年度報告書』2005年3月)。

31) 水野保「明治期地方官における文書管理制度の成立」(安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年2月)。青山英幸『電子環境におけるアーカイブズとレコード：その理論への手引き』(岩田書院、2005年)55頁。

32) 柴田知彰「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」(『秋田県公文書館研究紀要』第11号、2005年3月)。

33) 福田千鶴「近世領主文書の伝来と構造」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学・下』柏書房、2003年10月)。

2 熊本藩文書記録の伝来過程と現状

（1）廃藩置県前後の状態と推移

廃藩置県によって藩侯の文書記録と、藩庁の文書記録のうち熊本県に引き継がれない文書記録類は、元知事細川家の管理のもとにおかれ、時を移さずそれは熊本郊外に作られた細川家の私邸である北岡邸に移され、邸内の蔵に収蔵されたのである。

いうまでもなく熊本藩内各部局で保管され、あるいは保存専門の「御蔵」「坤櫓」などで管理保存されていた文書記録は相当大量にあったはずである。廃藩時に熊本県に引き継がれたのは、各部局の現用・半現用文書記録の内、熊本藩に引き続いて旧藩領域を管轄する熊本県政の運営にとって必要不可欠なものに限られていた³⁵⁾。ただし、藩政と県政は質的に異なるものであるから、それら引き継がれた多くの文書記録の現用・半現用期間はそれほど長いものでなかったであろう。しかし、山口県では半世紀以上経過した時点でもその行政的価値を失わず、県庁で保存が必要と認識されるものが多数あったということもある³⁶⁾。

さて明治11年6月に完成した北岡文庫の「簿書類目録」³⁷⁾の題言には、その頃の状況が具体的に記録されている。つまり、

旧藩熊本政事堂ノ簿書類ハ寛永九年我忠利公受封以来数百年ノ治績、及時勢ノ変換、風俗ノ治襲等細大皆之ニ具存ス、而ルニ明治四年廃藩置県ノ際ニ至リ、更始一新従前ノ簿書類ハ不用ニ属スト云ヲ以テ、或ハ市人ニ売却セラレ、或ハ祝融ニ附却セラル、ト聞、百方周旋猶其存スルモノハ、之ヲ官ヨリ乞受、其已ニ売却セラレタルハ之ヲ市ヨリ買取、終ニ数千巻ヲ得タリ、完全ニ至ラスト雖モ猶往時ヲ証スルニ足レリ、於是従来内家ニ有スル家譜家系ニ合シ、北岡ノ文庫ニ蔵シテ、以テ不朽ニ伝ヘシム、今其目録ヲ輯メ、部ヲ分テ、後年温故ノ便ニ備フ

解説するまでもないが、明治4年の廃藩置県の時、あるいはその後まもなく、不要となった大量の旧藩庁文書記録類が廃棄処分などにあったため、その散逸を憂慮した先人が引渡要請などの対応を講じて引き渡しを受け、藩侯文書記録とともに北岡の文庫に収納したのである。それだけでなく、明治11年に3冊の部分けした簿書目録³⁸⁾を作成して管理と利用の便に供したのである。もっとも部分けといっても単純な主題分類ではない。作成し管理してきた部局での原

34) 笠谷和比古『近世大名家文書の研究』法政大学出版会、1998年、265頁。そのほか福田千鶴「近世領主文書の伝来と構造」（科研報告書『大名家文書の構造と機能に関する基盤的研究—津軽家文書の分析を中心に—』2003年3月、同「東京都立大学附属図書館所蔵水野家文書の構造について—現用時目録の分析を中心に—」【人文学報】第335号、2003年3月）。

35) 旧藩文書の新県への引継ぎについての論考として、とりあえず萩藩の山崎一郎「明治～昭和戦前期、山口県庁における旧藩記録の保存と利用—毛利家文庫と県庁伝来旧藩記録—」（『山口県史研究』第9号、2001年3月）、山崎一郎「明治～昭和戦前期における萩藩勘場文書と郡役所文書の保存と伝来について」（『歴史学研究』第790号、2004年7月）、山崎一郎「藩庁文書—藩から府県へ」（鶴飼政志ほか編『歴史を読む』東京大学出版会、2004年11月）と土佐藩の大野彦彦「山内家文書の伝来について」（高知県歴史資料調査報告書『土佐藩山内家歴史資料目録』1991年3月）をあげておく。

36) 前掲、註 35) 山崎一郎「藩庁文書—藩から府県へ」。

37)、38)、46) 永青文庫100-11-23。

形を基本に、記録の連続性を尊重した部分分けであった。さらに言及すれば、この部分分けを担当したのは、旧藩時代に藩政にかかわり、藩政の状況をよく知っていたものが担当して行われたことに留意しなければならない。

その部分分けは次の通りである。

子印	古帳類	大概宝暦以前ノ簿書ナリ
丑印	御家譜類	御遣事且御親族ノ家筋共
寅印	藩臣家筋	自他ノ寺社并由緒アル他所人共
卯印	軍備事変	有馬役以来ノ変動党民一揆ノ類共
辰印	領地領民	城郭邸宅産物ノ類共
巳印	機密問記録	軍備事変或ハ藩臣家筋等ニ係ル記録ハ各其部ニ加フ
午印	刑局記録	
未印	御書方記録	
申印	御次物書所記録	
酉印	諸局記録	軍備事変或ハ藩臣家筋等ニ係ル記録ハ 各其部ニ加フ、又大監及監察ノ記録モ此部ニ加フ
戌印	雑	各部ニ跨リタル事柄其他国政ニ関係ノ記録
亥印	諸絵図器械小形	

その後も、県庁で不要となった「御目附御横目聞方写」や「転職進階帳」などが明治15年に北岡に移されている。

「簿書類目録」が作成された明治11年と同じ時期だと思われるが、「北岡文庫蔵書目録」5冊が作成されている³⁹⁾。内容は、漢書目録2冊、国書目録2冊、藩政記録目録1冊である。藩政記録には家臣人事に関する記録が多い。また「町在達帳」98冊およびその他6冊は、「明治十九年十二月県庁ヨリ入用之節ハ直ニ差出候トノ書達ニ及請取候記録也」とあるように、県庁に必要が生まれたならば直ちに提供することを条件に引き渡されたものである⁴⁰⁾。

それ以前でも、たとえば内家(細川家)側が積極的に願い出て記録を引き継いだ事例がある。それは刑政局の記録のことで、おそらく明治10年であろう2月19日付で細川家家令が熊本県大小属中宛てに次のような不用帳簿引き渡し要請を行っているのである⁴¹⁾。

今般新律被仰出候而ハ刑法掛にて旧来取調相成居候書類ハ御不用ニ可有之歟ト推察致候、右ハ外掛之諸帳ト相違候事ニ付、内家江開被置度、依而御不用分ハ都而御引渡ニ相成候様御取計可被下候事

旧監察懸所管の諸帳簿の引き渡し要請であるが、この請願に対する答えは次の通りである⁴²⁾。

御不用之書類別冊之通被預置、入用之節ハ可及御懸合候間、左様御承知被下置、別冊ハ御見直相済候ハ、一応御返可被下候、御端書旧監察掛分ハ不用ノ帳迄御引渡申等ニ候、左様御承知可有事

ここでも熊本県で必要が生じたときには対応することを条件に預け置き措置が行われているのである。刑政局の記録の目録は21丁に及ぶほどの大量なもので、現在、永青文庫に伝えられ

39)、40)、47)、49) 永青文庫100-11-34。

41)、42)、43)、44)、45)、50)「北岡文庫輯録」(永青文庫文下44)。

ている。

いずれにせよ以上のような積極的な記録保存の姿勢が藩侯細川家側になかったならば、熊本県の廃藩とともにほとんど散逸してしまったに違いない。永青文庫も他の多くの藩と同様、藩侯細川家文書を中心としたものになっていたかも知れないのである。

（2）北岡文庫詰め役割

このような記録史料保存の姿勢が明治10年代、20年代と存続していたのには理由がある。それは、廃藩置県後に「北岡文庫詰」という家政組織が設けられていたからである⁴³⁾。北岡文庫詰の所掌事務は「一、神祭喪儀ノ事 一、御家譜御系譜ノ類 一、旧記書籍ノ類」で、旧藩時代の記録の保存と管理もその重要な役割であった。かかる専管の担当組織があったからこそ、積極的な記録保存が行われたのである。この北岡文庫詰は明治10年2月に常勤でなくなり、必要なときに出勤する形となった。

その北岡文庫詰の行った仕事の中で記録管理に関する具体的記述を抜き出すと以下の通りとなる⁴⁴⁾。

一、御代々様御書

長持一棹

是ハ旧藩政事堂簿書ニ有之タルヲ阪本彦衛於宿元取調、目録出来ノ上御宝蔵入トナル、
明治八年也

（中略）

一、書籍類

旧藩学校ノ書籍ハ廃藩ノ際悉皆県庁ヨリ売却セラレ、今此文庫ニ蔵スルハ都テ従前ノ御
側本・御次本耳ナリ、目録しらへ相済、明治十一年五月頃、北岡邸番高岡一太郎江引渡

一、旧記類

旧藩政事堂ノ簿書類、是モ廃藩ノ際大半県庁ヨリ売却セラレ、金円ニ不至ト雖トモ、内
家記録ニ御家譜ハ系譜ノ□□ナリ併セテ文庫ニ蔵ス、因テ目録取しらへ、右同断北岡邸番
高岡一太郎へ引渡

旧記類の記述にあるように、廃藩後に大量の藩政文書記録が売却されようとしたときに、引き渡しを要請し、藩侯の文庫にあわせて収蔵し、かつ整理し目録を作成して、その目録を北岡邸に提出したというのである。江戸藩邸の文書記録については不明である。藩校時習館の蔵書類は売却されたとされているが、時習館の蔵書のある部分は師範学校に渡り、そして現在では熊本大学附属図書館に伝えられている。いまの旧時習館蔵書は、かつての何分の一なのであろうか。

北岡ではその後、文書記録の整理などが必ずしも順調に進んでいたとはいえないようである。「北岡文庫詰」の中心者である坂本から津田・佐藤宛に次のような要請文がある⁴⁵⁾。

御文庫ニ有之簿書類ハ、昨秋もいさる申達置候通、骨折罷出別紙ノ振合ニしらへ立候上、
高岡邸へ引讓候筈ノ処、已来ハ兎角不塩梅勝ニテ必□物及延引候間則元文平・高田良一両
人江申談、急ニ取片付申度、且右に而ハ書物箱等新キ出来之儀も追而ハ相達可申候間、御
両所様御出立前彼是御申継被置可被下候事

文意不明のところもあるが、全体として簿書類の整理がうまくいっていない様子をうかがうことができる。

(3) 北岡文庫の文書記録整理

熊本城の各所からあまり原形を崩さないで北岡へ文書記録を移動し、配架のときも原形を尊重して収納したように思う。とくに箱単位はほとんど崩していないようである。その形態をもとに分類目録化したのが前述した明治11年の「簿書類目録」3冊⁴⁶⁾ではなかろうか。

「簿書類目録」は、文書記録を前述したように子から亥までの12の部分けにしており、その部分けに従って配架・配列した箱やシリーズごとに「子一印」「卯二印」「酉印」などと朱書きが付されている。これは現存の永青文庫の各文書記録の表紙に付された朱書き記号・番号と同一である。朱書きの位置は、簿冊中央の表題の右上に付されている。たとえば「卯五印」は箱ないし纏まり単位で卯に分け、その五番目のものという意味であろう。箱のないものは「露座」と表記されており、裸のままでも書棚に配列したものであろう。

また「北岡文庫蔵書目録」⁴⁷⁾5冊のうち藩政記録1冊は、厳密に対照していないが上記「簿書類目録」に収録された簿冊類と異なる。ここでは「春・夏・秋・冬」という大きな区分けのもとに纏められ配架されている。その上、朱書きで「西下棚」「北側上棚」「北西側折廻上棚」「西側上下棚」「西側下棚」などという文庫内の配架場所が注記されている。さらに一つ書き目録の下部に鉛筆で3層の分類番号が記されている。これは後述の上妻氏の分類番号で、確認と検索の便のために付されたものであろう。この蔵書目録の作成者・作成時期について不明である。「遠国寺院御附届抜書」に朱で「明治卅四年四月八日東京へ御取寄」という注記があり、また「式書台帳」に朱で「御蔵入ニ成ル」という注書きがある。このことから廃藩まもない時期から継続的に文書記録管理に用いられてきたものではないだろうか。

また「文庫目録番号控」⁴⁸⁾をみると、箱単位、場所単位に番号を付けており、藩庁や藩侯家での文書記録保存の原形を引き継ぎ、その原形を尊重して記号・番号を付与し、これを項目に配列し、目録上で分類していたのではないかと推定ができる。

明治期の北岡文庫詰職員によって装幀・編綴されたと考えられる各簿冊は、おおむね同じような装幀であり、同じ表紙構成で、表紙は内部に幾層もの反古紙が用いられており⁴⁹⁾、それに薄い柿渋を塗布したものである。この表紙に表題などが墨で書かれている。小口に表題が墨書されている。これらの編綴、装幀などの仕事は、旧藩政時代の、諸帳局⁵⁰⁾の諸帳支配のもとで、手伝(2名)や小細工(2名)が担当していた方式を踏襲したもののようである。

以上のような廃藩置県にともなう文書記録の熊本県への移管と北岡への移動、その後の熊本県の廃棄及び引き渡し、そして北岡文庫による収集などによって現在の永青文庫の原形が形成

48) 永青文庫文25。この帳面は「侯爵細川家々政所支所」と印刷の縦罫紙を使用している。大正期に家史編纂をしているから、おそらくそのときのものであろう。家史編纂での筆写資料も熊本大学附属図書館に引き渡されており、草稿本と称されている。

49) たとえば「簿書類目録 明治11年」3冊(前掲、註(37))の表紙に用いられている反古紙は「書物目録」を解体して用いたものようである。「北岡文庫輯録」(前掲、註(41))は表紙裏に寛政九年の「御花畑御広間番帳」の厚紙表紙(反古)を使っている。「寺社方・町方諸帳目録 文久2年8月改」1冊(永青文庫10-6-10)の表紙は、表題を墨書した薄手の洪紙をやや厚手の紙の台紙に糊付けをしたものである。

50) 文化8年の職制に諸帳局があり、天保6年職制では当用局に併合となる(鎌田浩『熊本藩の法と政治』創文社、1998年、115~119頁)。

されたのである。北岡から熊本大学への寄託移管の前後から今日まで永青文庫にかかわってこられた川口恭子氏によれば、部局によって残っているところと、残っていないところがあり、人事や刑法関係が多く残っているという。県に引き継がないものと、県に引き継いだもののうち細川家に引き渡されたもの以外は、廃棄か反古として売却されたと考えられると述べられた。たしかに「その文書量の豊富なこと、中世および近世初期の重要史料を多数含んでいること、そして保存状態が良好であることなどによって、細川家文書が第一級の価値を有することは疑いない。しかしこの文書総量に比べると、年貢・治水・田畑山林等の地方支配の実務に関する史料は極端に少なく、同家文書の場合も藩庁関係文書の欠落を指摘せざるをえないのである」⁵¹⁾という論評はある面で首肯しえよう。

（4）北岡文庫の戦後の推移

同じく川口恭子氏から、永青文庫が附属図書館へ寄託された前後の様子についてお話を聞くことができた。

元藩主細川家の私邸で廃藩後の住居となっていた邸宅は、その地名から北岡邸と呼ばれていた。熊本駅の近くである。邸内には、川端御蔵、御文庫、御神庫、御宝庫、七間御蔵などの蔵があり、それぞれに文書記録が架蔵されていた。なかでも川端御蔵には多くの文書記録が裸で収納されていたという。主として藩庁の文書記録であろう。御文庫には貴重な文書が箱入りで収納されていた。二重の箱入れのものもあり、室町時代以来の古文書、信長・秀吉関係文書、細川忠興・忠利往復書状など、これは藩侯家伝来の御手元文書群であろう⁵²⁾。北岡邸内に文書記録類が保存されていたために、これら全体は「北岡文庫（北岡文書）」と総称されていた。文書記録に「北岡文庫」の押印があるのはそのためである。

北岡邸に保管されていた美術工芸、書籍、文書類を細川家が関係機関に移管したのは、盗難事件がきっかけであった。それに加えて、蔵の傷みの進行、あるいは機関車の煤煙などによる保存環境悪化の問題もあったということである。

細川家当主・細川護貞氏の意向を受けて熊本大学に寄託されたのは1964年である。

同年10月、まず御文庫の史料約7,000点が移され、翌65年に川端御蔵の史料が移され、その

51) 前掲、註(28) 笠谷和比古『近世武家文書の研究』34頁。

52) 近世の大家（藩）の組織を基点として、それをめぐって産出され、同組織の内に保管・蓄積される文書の群を「大家文書」と呼び、「大家文書」なるものは、その質・量の両面において二つに大別される。一つは、大名一藩主の存在およびその活動をめぐって作成され、大名一藩主に帰属する形で伝存されていく諸文書である（＝家伝の文書〈廃藩置県による東京移住にともない東京の邸宅に移されることが多かったようである〉。その中に狭義での「御手元の文書」がある。特別の宝蔵に収納されるなどの形をとって、自余の藩庁の文書と区別されていったもので、これを「藩侯の文書」と呼ぼう。今一つは藩庁による藩内統治の活動に伴って作成され、藩庁各部局に伝存されていく諸文書で、これを「藩庁の文書」と呼ぼう（前掲、註(28) 笠谷和比古『近世武家文書の研究』笠谷241～255）と笠谷和比古氏は提唱している。この笠谷氏の規定を前提に、福田千鶴氏は、①大家の機能に関わって伝存した文書群を「大家文書」、②藩庁の機能に関わって伝存した文書を「藩庁文書」と規定し、①②をあわせた総称として「大家文書」という呼称を提示している（『近世領主文書の伝来と構造』国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学・下』柏書房、2003年10月）。

他の庫・蔵に架蔵されていた貴重品の一部も熊本大学で保管されることとなった⁵³⁾。

戦後、北岡文庫と取り組み、10年に近い歳月を要して約6,000点、2万冊を越える記録史料を整理し、『北岡文庫蔵書目録』を作成したのは、上妻博之氏であった⁵⁴⁾。川口氏のお話によれば、上妻氏の整理は保存形態を大事にし、明治11年に作成された「簿書類目録」3冊⁵⁵⁾や「北岡文庫蔵書目録」5冊⁵⁶⁾のうち藩政記録1冊をもとに行っていたということである。事実、文書記録は、蔵の名称と書架の配列番号によって分類されており、この分類は熊本大学附属図書館でも踏襲されている⁵⁷⁾。

ただ上妻氏の日録分類は中国の四庫全書方式で歴史学の利用に不便であったために、熊本大学の森田誠一氏を中心に、整理、配列、分類が行われ⁵⁸⁾、1969年に『永青文庫 細川家旧記・古文書分類目録 正篇』(熊本大学法文学部)が編成・刊行され、さらに1983年に『永青文庫 細川家旧記・古文書分類目録 続篇』(細川藩政史研究会)が編成・刊行され、こうして熊本藩永青文庫4万点の検索手段が完成し、現在に至っている。

なお、永青文庫の財団法人化は、1952年で、史料に付されている財団法人永青文庫の印形はいつおしたのか不明である。川口氏のお話によれば、大学にきてからは押ししていないとのことであるから、上妻氏の整理の時に付されたのであろう。

3 熊本藩の文書記録管理に関する研究と史料状況

(1) 熊本藩の文書記録管理史研究

管見の範囲でも熊本藩政史に関する研究は少なくないが、やはり鎌田浩氏⁵⁹⁾と森田誠一氏⁶⁰⁾の一連の研究が基礎的総合的な研究成果であろう。

-
- 53)、54) 森田誠一「解説」(『永青文庫 細川家旧記・古文書分類目録 正篇』熊本大学法文学部、1969年3月)。
- 55) 永青文庫100-11-23。
- 56) 永青文庫100-11-34。
- 57) 松本寿三郎「永青文庫細川家古文書のこと」(熊本大学付属図書館ホームページ)。現在、史料に和紙の付箋が付けられ、たとえば10〈函号〉-3〈棚号〉-5〈配列〉というような分類番号が赤字細マジックで書かれているが、これは上妻氏の分類=配置番号を踏襲してつけたもので、熊本大学でつけたものであるという。また付箋に単純に63などという数字を記した文書記録は、長持ちの中のさらに箱に納められていた未整理文書記録で、熊本大学がはじめて整理したときに適宜つけたものであるという。北岡から旧制五校の赤煉瓦校舎に搬入したので「赤番号」文書と称しているとのことである(川口恭子氏談)。
- 58) 森田誠一「解説」(『永青文庫 細川家旧記・古文書分類目録 正篇』熊本大学法文学部、1969年3月)。
- 59) 鎌田浩『熊本藩の法と政治』(創文社、1998年)。この著書の第1部第1章「藩庁中央機構」の原形は鎌田浩「熊本藩の法と政治」(『熊本法学』第16・18・19号)で、のち森田誠一編『肥後細川藩の研究・地方史叢書2』(名著出版、1974年10月)に再録し、それを加除訂正して本書に再収録したものである。
- 60) 森田誠一「近世における在町の展開と藩政」(山川出版社、1982年)。そのほか森田誠一編『肥後細川藩の研究・地方史叢書2』(名著出版、1974年)。

さらに規模の大きい『熊本県史』や『新熊本市史』も編纂・刊行され、熊本藩政史研究の厚みは増している。『熊本県史』や『新熊本市史』には史料集が組み込まれており、史料利用の便がはかられている。さらに『藩法集7熊本藩』（創文社、1966年）、小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』（創文社、1996年）などの藩法集や、原典でないが『官職制度考五卷』（『肥後文献叢書』隆文館、1909年）は藩庁制度を検討するのに役立つものであった。

そのほか藩政に関する研究文献、概説書はあるが、しかし残念なことに藩庁システムやそのものの変遷についての実証的研究は少ないように思う。

まして本稿のような熊本藩の藩政文書管理史研究は皆無と思っていたが、熊本大学の吉村豊雄氏が研究を進めており、その成果は「日本前近代地方行政の到達形態と文書管理システム」⁶¹⁾として公表されていたのである。この論文は、熊本藩の部局帳簿の系統的解析を通して、近世における藩行政の水準を明らかにしたもので、永青文庫の熊本藩政史料を駆使して実証した興味深い労作である。在方・町方からの申請書・上申書が原物のまま使用・編綴され、それに関係部局の回議・決議が定められた書式・用紙に書き継がれていることを明らかにし、その稟議システムの到達度、つまり地方行政の到達度に言及したものである。藩政の稟議システムについての言及はすでにあるが⁶²⁾、この問題を真正面にすえての論考は吉村論文がはじめてではないだろうか。この吉村論文は科研報告書に収録されたものであり、今後さらに分析が深められることと思う。さらに検討の対象を広げられて、藩庁全部局の文書行政全体の展開の有りようを明示してもらいたいものである。

また川上慶子氏の「熊本細川藩における系譜・家譜編纂—「御筆類目録の検討を通して」—」⁶³⁾は、細川家の忠興・忠利文書の整理方を分析し、家譜編纂との関連性について検討したものであるが、間接的ながら藩庁文書の作成・保管にも言及している。

私の研究は、吉村論文と密接にかかわるが、各部局で業務事案が終了してから各部局でそれら文書記録がどう管理保存され、業務利用されながら、さらに半現用・非現用そして記録史料として引継移管されていく記録管理システムおよびアーカイブズシステムについて検討しようとするものである。その意味で、吉村論文とは相補う関係にあるといえよう。

吉村氏が明らかにしたように、藩庁内各部局の文書記録管理が高い水準で行われていたのであるから、それを基礎に半現用・非現用文書記録の管理保存システムも他藩と比較して高い水準のものであったのではないかと推測される。

61) 『拠点形成研究B・世界的文化資源集積と文化資源科学の構築・平成16年度報告書』（2005年3月）に所収。

62) 原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特色と意義」（『松代—真田の歴史と文化—』第4号、1991年3月）、渡辺尚志「大名家文書の中の『村方文書』」（高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究—史料空間論への旅立ち—』北海道大学図書刊行会、2000年2月）、のち渡辺尚志編『藩地域の構造と変容—信濃国松代藩地域の研究—』（岩田書院、2005年）に再録。

63) 『地方史研究』第291号、2001年6月、所収。この論考は国文学研究資料館史料館主催アーカイブズ・カレッジの修了論文を発展させたものと思われるが、カレッジ修了論文は藩校時習館の記録局を検討対象としたもので、カレッジ論文はもう少し文書記録の管理・保存について分析している。

(2) 熊本藩の文書記録管理史料の状況

熊本藩の場合、福岡藩などの場合と異なり文書記録の管理保存に関する事柄を示す直接史料はない。したがって、管理保存されてきた結果としての現存の形態や管理保存の過程を示す目録などにある文言など、断片的な情報による間接的アプローチしか分析する方法がない。いわば警察の現場捜査や遺跡の発掘のような手法を用いるほかないのである。

したがって文書記録の管理保存の結果を示す諸史料で検討し、文書記録管理保存システムを明らかにしていかななくてはならない⁶⁴⁾。

ところで法制史研究者を中心に熊本藩は職制・機能の分化が進んでいたことを強調する。たとえば鎌田浩氏は「熊本藩の諸制度なかんずく支配機構の合理性と刑法の近代性は、幕府や諸藩よりはるかに突出したもの」⁶⁵⁾であることを強調するが、それではなぜ機能分化が進んだのか、何に基づいて合理性・近代性が突出しているかは論究していない。本稿はその検討が目的でないので、鎌田氏らの主張にもとづいて、支配機構つまり藩庁組織の合理化が比較的進んでいたということ、組織と機能が相当程度分化していたであろうということを前提にしている。そうであるなら、それらと密接に関係する各部局での文書記録の作成、授受、管理保存、参照利用システムが比較的進んでいたという推定は可能であろう。

また実際、前述した吉村氏の検討によって、熊本藩の町方部局・在方部局では稟議システム及び稟議文書作成・編綴・書き継ぎ方式が高い水準で確立していたことは明らかであり、したがって原局の文書処理・保管システムを基礎とした文書記録主管部局の文書記録管理・保存システムの水準の高さは十分予想されることである。

以下の考察で明らかになるが、熊本藩庁内各部局では必要な文書記録を作成し、事務遂行に資するために各部局で保管していたことは当然である。さらに各部局ごとに異なるが、半現用・非現用となった文書記録の内、後に参照利用する可能性のある文書記録を諸帳方に引き渡していたのである。諸帳方では、引き継いだ文書記録を「御蔵」で管理保存し、さらに評価・選別を加えて記録史料として「坤槽」などに保存場所を移し替えたのである。諸帳方が管理する藩庁文書記録の保存場所は、御蔵、坤槽、天守である。

諸帳方という独立した文書管理を専門に主管する部局があるところに熊本藩の制度としての特質がある。明治11年の簿書類目録⁶⁶⁾によれば、「坤御槽入目録根帳」、「御蔵入目録」や「筆筒入目録」の作成と管理が諸帳方の仕事である⁶⁷⁾。したがって、それにかかわる御蔵、坤槽、天守の保存文書の引き継ぎと管理および出納などは欠かせない業務であった。

64) 笠谷和比古氏は、個別具体的な個々の文書はどのようにして作成され、どこに保管され伝存してきたかを考究する文書存在論の必要性や、史料管理学はその本性からして今日におけるそれらの伝存状況の観点から溯及的に分析していくことになるのであろうという見通しを示し、さらに廃棄文書論の問題も指摘している(前掲、註(28)笠谷和比古『近世武家文書の研究』xiii頁)。

65) 鎌田浩『熊本藩の法と政治』(創文社、1998年)、i頁。

66) 永青文庫100-11-23。

67) 坤槽は熊本城の南西の隅のある槽で、その北には乾槽が対となって建設されている。熊本城の天守閣を正面にしてみれば、左前方に立っている。坤槽に接するような形で広い奉行所がある。奉行所には「御絵図所」おそらく絵図の保管場所がみられ、書類保管の場所もある。また「御蔵」も見られる(北野隆『城郭・侍屋敷古図集成 熊本城』至文堂、1993年)。

実際、諸帳方が作成し使用していた3帳簿は厚手の大きい料紙（半折はA4判よりやや大きい）を使用している。同じ坤槽入目録根帳でも、機密間が使用するために写した帳簿には普通の厚さの普通の大きさの紙（半折はB5判よりやや大きい）を使用している。長期に使用し、加除訂正していくために大きくかつ厚手の紙を用いたのであろう。

4 藩庁各部署での文書記録の作成と管理・保存

(1) 「御刑法方諸帳目録 天保4年5月改」⁶⁸⁾の検討

宝暦改革以降の熊本藩政は、機密間（総務）、役人選挙（人事）、勘定方（会計）、御郡方（農政）、寺社方、類族方（キリシタン取締）、刑法方など13の部局があり⁶⁹⁾、文化8年の職制では14の部局があり、天保6年の職制では15の部局があった。刑法担当部局は、文化8年で「刑法局」と呼ばれ、担当役人は根取1名、書記2名、廻役50名で、刑法局主管の穿鑿所には26名が所属していた。天保6年では「刑法方」と呼ばれ、担当役人は根取3名、物書4名で、穿鑿所をも管轄していた⁷⁰⁾。

「諸帳目録」という部局の簿冊目録は、勘定方とか郡方など藩庁内各部署毎に作成され、備えられていたはずである。いうまでもなく部局で事務を遂行するのに必要な簿冊を管理保管し、過去の照合や事例参照するために検索台帳が必要不可欠であるからである。したがって各部署で整備されていたものであろうが、管見の範囲でそれが伝えられているのは、ここで検討する天保4年5月改の「御刑法方諸帳目録」と次に検討する文久2年8月改の「寺社方・町方諸帳目録」のみである。

「御刑法方諸帳目録」1冊を作成したのは刑法方で、事案が完結した文書記録を以後の継続的事務遂行に資するために管理保管し、かつそれら諸帳目録を整備し、刑法方の検索・参照利用に便ならしめようとしたものである。これらの簿冊は刑法方が執務する場所かその近在にある書庫に保管していた簿冊の目録である。

さてこの「御刑法方諸帳目録」には文書記録管理そのものに関する記述はない。一筆毎の諸帳書き上げに付されている注記を手がかりに、刑法方における文書記録管理を検討していきたい。

「御刑法方諸帳目録」は縦帳で、表紙と裏表紙を除いて本文は36丁で、一つ書き178筆である。最初の一つ書きには「一、籠舎入帳 宝永三年より享保十四年迄巻冊 享保十四年より明和八年迄巻冊 合式冊」とあり、さら宝永3年より享保14年までの右傍に「天保九年十一月坤御槽入」とある。天保4年の諸帳改めの段階では、刑法方の書庫で保管されていたのが、天保9年11月になり諸帳方に引き渡し、坤槽で保存されていることを示している。この後、12丁続いて「古諸帳」という項目となるので、ここままで一つのくくりであろう。この項全体で23筆、79冊が書き上げられている。このうち坤槽入りは、9筆、9冊で、いずれも天保9年11月に移管されているところから、このときに刑法方で保管している諸帳全体の評価・選別と移管がお

68) 永青文庫13-9-1。

69) 松本寿三郎「永青文庫細川家古文書のこと」(熊本大学附属図書館ホームページ)。

70)、75)、76) 前掲、註(65) 鎌田浩『熊本藩の法と政治』115頁。

こなわれたのであろう。

また天保4年5月の改めの時に所在不明であるという注記は3筆、3冊である。前の諸帳目録に書き上げられていたが、その後紛失したというものであろう。

「古諸帳」の項目には「一、寛永正保年中御役所帳面之内書抜 壹冊」「一、寛文十一年御誅伐極者之覚 壹冊」など古い簿冊が18丁に書き上げられている。全体で93筆、125冊が書き上げられている。この項の簿冊で坤櫓入りは1冊もないが、天保4年5月改め段階での不明が多く、13筆、13冊である。また朱で削除されたものが5筆、5冊あるが、そのうち一つは「宝暦四年より 壁書扣 壹冊」で、注記として「書物箱ニ入ル」とあって、後述するが刑法方の執務場所に置かれていた書物箱に配架されたことを示しているのであろう。また一つは「文化四年十月より公辺御懸候不念之儀ニ付差扣等之儀扣帳 壹冊」で、「当分物之坐ニ直ス」と注記されており、刑法方が常時参照する「当分物」(現用文書)を保管している場所に移動したことを示している。そして事実「当分物」の項の最後に記載されている。その他、「天明八年御刑法方御奉行日帳」「天明九年至寛政三年 日帳」など3筆、3冊はなにも注記されておらず、朱による削除だけであるから、廃棄されたものであろう。

このように刑法方が管轄している保管文書記録でも、現用のものと半現用のものの区分けが行われており、保管場所も異なっていたようである。

続いて「当分物」の項で、13筆、18冊が書き上げられている。この中で「宝暦六年六月 非常之赦被仰候ニ付御刑法被宥者共書抜帳」について「此帳 文政二年九月御櫓并二階所々吟味改候へ共、不相知、天保四年八月改之節同断」と注記されており、この簿冊が所在不明で、諸帳方が管轄する坤櫓や御蔵二階を探したが見つからなかったということであろう。

続く項は「書物箱ニ入置候諸帳」で、刑法方の執務場所に置かれた書物箱に配架されていた現用の文書記録であろう。28筆、37冊である。なお、古諸帳の項から書物箱の項に移された「壁書扣」は、たしかに書物箱の最後に書き上げられている。

最後の「当分物」と「書物箱ニ入置候諸帳」の項の諸帳が刑法方の現用文書記録で、それ以外の諸帳は半現用文書記録といってよいであろう⁷¹⁾。そういう点で当該「御刑法方諸帳目録」および次の「寺社方・町方諸帳目録」は現用時文書の目録であり、検討が必要であるが、本稿のテーマからそれるので後日に検討の機会をえたい。

いずれにしても刑法方は、自局の文書記録をある期間において点検しており、御蔵や坤櫓への移管など簿冊の移動を注記し、継続的に文書管理を行っていたことは明確である。

この「御刑法方諸帳目録」は同一の筆で記載されており、天保4年5月の一斉改めの前に刑法方の一人の役人によって、それまで管理保管に使用され加筆注記がある古「御刑法方諸帳目録」を书写したものであろう。この新「御刑法方諸帳目録」をもとに一斉の改めが行われたと思われる。その改めによって確認された事項や、その後の異動事項が書き加えられていったのであろう。

諸帳の内容であるが、「籠舎入帳」「追放帳」「触条控」などの刑法方の職務に応じた定型的

71) なお現用時文書目録分析の重要性は、福田千鶴氏によって指摘されている(福田千鶴「東京都立大学付属図書館所蔵水野家文書の構造について—現用時目録の分析を中心に—」東京都立大学人文学部『人文学報』第335号、2003年3月)。

記録とともに、文化7年の「中川修理大夫様御領内銀札贖札拵懸り合阿蘇郡小里村惣吉黒川村九助列之者日田並大坂二而御吟味一卷 巻冊」など出入関係の一件物も多く掲載されている。時期的には、近世前期から中後期のものが多い。

繰り返しになるが、刑法方の執務現場に保管されている文書記録に現用と半現用の区別があったということである。また保管場所にも現用と半現用の区別があり、当然現用文書記録は執務場所に近く出納しやすい場所ということになる。現用文書記録は当分物と書物箱入りの文書記録であった。

刑法方諸帳目録は継続的に作成され、それにもとづいて文書記録が管理されてきたものであるが、「天保四年五月改之節不見」とあるように目録にあっても文書記録が見えないものが少なくない。なぜであろうか。長い間に持ち出したままであったり、紛失してしまったのであろうか。出納簿などはなかったのであろうか⁷²⁾。

どのように保管されていたかについても記述がある。たとえば古諸帳の項で「以上三十三積巻番皮子二入」とあり、また他の文書記録は二番皮子に一括して入れられている。このことから、日常の執務ではそれほど参照されない半現用文書記録の中でも、重要度による評価・選別が加えられて、あまり参照されないだろうと考えられた文書記録は皮子に一括して保管されていたのである。

つづいて刑法方書庫から御蔵の長期保存、坤櫓の永年保存への移管がある。しかし、御蔵や坤櫓に移された後も、必要が生じたときには参照利用することがあるので継続的にチェックし、注記している。

以上のことから刑法局の文書記録管理は、文書記録のライフサイクル⁷³⁾に応じた、執務現場における現用・半現用の文書記録管理保管と、諸帳方の主管する御蔵、坤櫓で管理保存する長期保存文書記録、永年保存文書記録があったことはたしかである。そしてそれなりに文書記録は管理されていたが、長い間に紛失したものも生じていたということである。

（2）「寺社方・町方諸帳目録 文久2年8月改」⁽⁷⁴⁾の検討

寺社方・町方担当部局は、文化8年では「町局・寺社局」と呼ばれ、担当役人は根取2名、書記4名、横目3名、廻役3名、小使3名である。天保6年では、「寺社方」と「町方」にわかれ、寺社方の担当役人は根取2名、物書4名、寺社方横目3名で、町方は根取・物書とも寺社方兼務で、町方横目3名、唐物方旅人方1名、俵物方1名、小使2名である⁷⁵⁾。

文久2年8月改の「寺社方・町方諸帳目録」1冊を作成したのは寺社方・町方で、事案が完

72) 安政6年4月改め「御書籍拝借帳」（永青文庫874）では書籍の貸出と返却が記録され管理されている。なお担当は御書物懸中となっている。文書記録の専管の諸帳方があるのであるから、貸出帳とか出納帳があってよいと思うが現存していない。なお幕府の書物方の日誌（『大日本近世史料幕府書物方日記一』東京大学出版会、1964年）は書物の管理保存という視点からみて興味深い記述が多い。

73) もっとも現在の文書記録ライフサイクルと形式も考え方も同じではないことはいまでもないが、そのサイクルを示す直接史料は不明である。またどのような考えでどう区分と期間を具体的に決めていたかも不明である。

74) 永青文庫10-6-10。

結した文書記録を以後の継続的事務遂行に資するために保管し、かつそれら諸帳目録を整備し、寺社方・町方の検索・参照利用に便利ならしめようとしたものである。これらの簿冊は寺社方・町方が執務する場所かその近在にある書庫に保管していた簿冊の目録である。

寺社方と町方の文書記録が、なぜ諸帳目録という同じ台帳に記入されのかといえ、天保6年までは、町局・寺社局は一体の局として運営され、諸帳も一緒に管理されていたであろうこと、またたしかに天保6年から職制としては分局となったが、職制が近く、職務内容も共通するものが少なくなかったためであろう。さらに天保6年の職制表によると⁷⁶⁾、町方の根取と物書は寺社方の兼務であった。したがって、寺社方・町方の職務はある程度一体的に運用されており、寺社方・町方の文書記録の管理・保管はおそらく寺社方の物書4名が担当していたのではあるまいか。そうであれば、当然「寺社方・町方諸帳目録」の作成と管理運用は寺社方物書の担当となっていたであろう。

表紙は相当擦り減っているが、薄手の洪紙に墨書したものをやや厚手の紙を台紙に用いて糊付けをしたものである。台紙には文化元年改めの寺社方・町方諸帳目録の反故表紙などが用いられている。

「寺社方・町方諸帳目録」は縦帳の大冊で、表紙と裏表紙を除いて本文は242丁である。冊単位の記載がほとんどであるが、ときおり枚、折、巻、綴、袋、籠、箱(長箱)などの単位記載が出てくる。それらふくめて総点数は、1,536点である。

前半やく半分弱は、寺社方・町方にとって基本的な日記・記録類で、それぞれの記録シリーズ毎に項目が立てられ、さらに一冊ごとに記述範囲の年限⁷⁷⁾が記載されている。その記録シリーズ毎に冊数を書き上げれば次の通りである。

「寺社方日帳」23冊、「寺社諸願扣」34冊、「御郡代支配寺社諸願扣」4冊、「寺社方諸達扣」1冊、「京江戸大坂長崎状」6冊、「窺遠慮帳」8冊、「寺社覚帳」17冊、「隠居後住帳」13冊、「官位昇進帳」4冊、「寺社支配諸願扣」2冊、「坊主成願扣」8冊、「藤崎祇園御祭礼帳」9冊、「寺社堂宇修復帳」8冊と書き上げられている。

以後4丁は一つ書き形式で記載されており、その次はまた記録シリーズ毎に書き上げられ、その両記載形式がこの後も交互に繰り返されて諸帳目録が書き上げられている。

寺社方も町方も藩領域支配にとって重要な部局であり、担当業務も多岐にわたり、業務量も多く、したがって文書記録作成量は相当なものであったであろう。それがこの膨大な現用・半現用諸帳目録に反映している。

①文書記録の管理

ア 文書記録管理の注記

繰り返しいうまでもないが、文書記録を管理し保存するのは、先例の見合わせなどのためである。その点で、検索のための「諸帳目録」の整備は不可欠である。なおかつ検索を容易にし、

77) 大方は宝暦年間からの帳簿である。明治11年の簿書目録(永青文庫100-11-23)では、「古帳」の分類項目があり、それは「大概宝暦以前ノ簿書ナリ」とされている。藩政期から明治期まで宝暦の藩政改革があらゆるものの画期と認識されていたようである。この点からも、文書記録仕法改革が宝暦の藩政改革で採用されたという推定は補強されよう。

できるだけ検索漏れがないようにするためには文書記録の管理・保管の変化を示す注記は必要不可欠である

たとえば「但御郡代支配寺社諸願者是迄別帳有之候処、此年より合帳ニ成る、右郡中之方者此次座ニ載之」という注記があり、たしかに次は「御郡代支配寺社諸願扣」の項目で編成されている。

また「宝暦八年より安永二年迄諸願者御郡方諸願帳ニ扣有之候事」とあり、さらに「安永三年より同八年迄之諸願者隠居後住帳ニ扣有之候事」とある。これらの注記は、利用者の効果的かつ確実な参照利用や、検索の便ならしめるためのもので、文書管理の重要な役割のひとつである。

さらに「隠居後住帳」が安永9年から寛政2年までないが、これは記録の仕方の変化によるものである。そのため「安永九年より寛政二年迄者寺社諸願帳ニ扣有」と記録シリーズの変化状況を明示している。また宝暦2年の記録に「在中諸願共記録有り」と注記し利用の便をはかっている。同じく「官位昇進帳」では「安永二年より寛政二年迄者御郡代支配寺社諸願扣記之」とあり、また「寺社方支配諸願扣」では「享和元年より坊主成願帳出来ニ付其後者同帳と合帳ニ相成候事」と注記されている。逆に「坊主成願扣」では、「但、享和元年以前之願者寺社諸願ニ記之」とあって利用の便と、検索漏れ防ぐことを考えた丁寧な注記が施されているのである。

同様の考えから付された注記を列記してみることにする。

「町方日帳」の「但、宝暦三年より五年迄之事者寺社方日帳の方ニ扣有」（シリーズ変化）

「他所負銀帳」の「以前者負銀支配所江被立置候処、宝暦三年五月被差止、御奉行所詰ニ相成、町方江併局被仰付候事」（職制変化）

「他所負銀帳」の「宝暦二年正月より同三年五月迄 但、大坂取遣扣与有之候得共、当時之負銀帳之事ニ付此処ニ載せ置候」（職制変化・表題意味）

「津方帳」の部で「例帳格帳者頭書目録之尻ニ在」（目録の所在）

「従是以前之津方一件帳者御郡方預り也」（文書記録の所在）

「産物方帳」について「御郡方催合之帳也 外題長崎廻海鼠并依物一件帳与有」（共催事務・作成部局・帳簿表題）

「外題御国産一件帳と有」（帳簿表題）

「（弘化二年盆跡踊帳は）此以前者町方日帳内ニ有之候処、此節より別冊ニ成る」（新シリーズ注意）

「此御帳外御帳と合冊ニ付、右合冊之所此口ニ出ス」（合冊注意と位置付け）

「（町方往来扣一冊に）雑芸札被渡下候旨往来手形者別当より相渡せ筈与相究候趣此口ニ扣有之候」（内容摘記）

「（町方の触状）但従是以前者四ヶ所町江之諸触等ニより四ヶ所町扣ニ記、熊本町江者諸触者日帳ニ記有之候事」（シリーズの所在）

このほか下書きであるか否かなどを考察した結果も注記されている。

以上文書管理に関する注記を付すことによって、いずれも利用の便をはかり、検索漏れを防ぎ、効果的な参照を保証するためであった。もっとも検索漏れを防ぐには、関連部局に複出・重出という方法もあるが、熊本藩では作成・保管の現部局別と簿冊のシリーズ別を重視して、

簿冊は現位置においている。そして注記によって検索漏れをできるだけ防ぐ措置を講じているのである。

このことは寺社方・町方のみでなく、藩庁内の各部局では、組織・機能別で出所原則にもとづいて文書記録が管理・保管されており、文書記録を連続するシリーズとしてとらえられていたといえよう。

文書記録管理システムとしては整えられていたとはいえ、その実態は必ずしも充実していたとはいえない。前述したように長い間には紛失した文書記録も少なくない。またたとえば「町御奉行所引除之節之諸帳并古キ雑帳等取集一箱ニ入置候目録」の部に16筆16冊が記載されている。これは町奉行所の移転のときに諸担当が必要ないとして搬出しないで残ったものであろう。このようなことも文書記録管理の実態だったようである。

イ 定期的チェック

諸帳目録に記載された状態は固定したものでない。評価・選別を経ての廃棄は当然行われており、また長期保存文書記録として諸帳方に引き渡すこともあり、それと逆に新規の記録が諸帳目録に追加記載されるからである。また後述するように利用があるから、長い間には未返却や紛失などが生じ、状態は変化する。そのために、定期的なチェックと目録への注記ないし加除訂正、あるいは一斉の文書記録の整理が必要である。この諸帳目録も、文久2年に一斉に整理された後、ある段階でチェックが2回入っており、タイトルの下に小さな朱の「、」点と太い墨の「、」点が付されている。また「御槽入」つまり諸帳方に引き渡し永年保存文書として坤槽に保存された文書記録にも朱・墨で「、」点が付けられており、チェックの後に坤槽入りしたものであろう。坤槽に移管した文書記録には、墨で斜めの斜線で削除の印が付けられている。

ウ 配架場所・保管形態の注記

この目録には配架場所を注記したものは多くないが、「文政四年 一、寺社什物帳 上中下三冊 (付箋)「二階」とか、あるいは「二階」、「二階古キ一件帳之棚ニ有」、「右壺箱二階中之棚」などという注記があり、これらは寺社方・町方の書庫の二階に配架していることを示しているのではないだろうか。

保管形態表記として注目されるのは、通・冊単位での表示と併存して纏まりの群形態で表記していることである。たとえば「右(2通2冊)壺袋入」という保管形態の注記とか、法事関係の5つの纏まりについて「右五積壺綴ニして御法事規矩帳壺箱ニ入」という注記、あるいは「(寺社本末帳20冊)右本末帳壺箱ニ入」という注記のようである。そのほか枚、折、巻、綴、籠などという表記がある。それは常用の一件文書記録管理の実際はこのような纏まり単位であり、袋とか箱に入れてあるのが通常の形態であったからであろう。これが御蔵での長期保存文書や坤槽での永年保存文書の目録であれば、そのほとんどが冊・通単位の整理と目録編成・表記となるのである。

とはいえ刑法方の諸帳目録の大半は1冊単位で、ときおり複数冊が出てくる程度で、前記の塊単位表記は多くない。

エ 不明・紛失注記

「此二冊不見、一冊者有」とか、あるいは「酒本手帳」で「正徳四年より享保十一年迄ハ前々より紛失」というような文書記録の紛失を示す注記は存在する。

しかし、紛失をそのままにしているのではない。文書記録の管理担当者は、たとえば「町中諸願扣」の部の「宝暦三年より同五年迄者寺社方諸願ニ打混、同六年より十一年迄者前々より紛失之由、古キ帳目録ニ記有之候事」と注記できるまで文書記録の所在調査を行っているのである。

オ 保存手当

長い間の保管、利用や出納にともなう簿冊の破損や乱冊は十分考えられることである。実際「但前文之帳惑乱ニ付仕直と有」というように、乱帳となった帳簿の再編綴手当が行われているのである。

しかしそのような手当では追いつかないような乱帳の量であったようである。つまり、目録の19丁にわたる大量の簿冊が「諸帳乱冊ニ相成候分御櫓江運置候分」とあるように、諸帳が乱冊となっていたため坤櫓に移動したことが記載されている。文書記録管理の問題でなぜこれだけ乱冊となったのであろうか。記録は大事にしているようで、このような錯乱の文書記録を生み出す問題は検討しなくてはならない。しかしそれでも乱帳を廃棄しないで、とりあえず坤櫓に運んで残しているところに注目しなければならない。これは後述するように復元や修復も視野に入れた措置のように思う。

つづいてさらに3つの主題で寺社方・町方の文書記録管理保存の問題を検討してみたい。

②諸帳方への引き渡し

各部局が部局記録を諸帳方に引き渡し、諸帳方が主管する御蔵や坤櫓に移動することを「御蔵入」、「坤御櫓入」と称している。

ア 御蔵入り

諸帳方は、文書記録の保存施設である御蔵と坤櫓を管轄していたが、この諸帳方に寺社方・町方から文書記録を引き渡したにかかわる文言をまず検討してみよう。

「(藤崎祇園御祭礼帳) 右式冊者諸帳方江引渡有之候事」あるいは「(藤崎祇園御祭礼帳) 右四冊安政六年未六月諸帳方江引渡候事」とある。このことから、まず寺社方・町方において現用文書記録としての役割が終わった文書記録を諸帳方に引き渡すシステムがあったことがわかる⁷⁸⁾。明確に区分けできないが、半現用文書記録は、原局で保管される場合と、諸帳方管理の御蔵で保存される場合があったようである。

そして寛保3年から天保8年までの文書記録を引き渡したとあるように、ある一定の期間を区切って順次諸帳方に渡していたようである。

さらに御祭礼帳の項で、祭礼帳4冊を安政6年に諸帳方に渡しており、また「葬送一件老箱」など3積を文久3年に諸帳方に引き渡しているが、その注記に「八十四番御蔵入」、「百拾五番御蔵入」とある。これらは、寺社方から諸帳方に引き渡された文書記録は、諸帳方が主管する御蔵で長期保存文書記録として保存し利用することを前提とした保存場所注記であることを示

78) とはいっても実際、保管スペースがあるかぎり大半の半現用文書記録は原局で管理・保管されていたであろう。

現在のライフサイクル論と若干齟齬するが、現局から諸帳方に引き渡され、御蔵に保存される文書記録を「長期保存文書記録」と表現しておく。また坤櫓で保存される文書記録を「永年保存文書記録」と称することにする。

している。なぜなら番号は御蔵内の位置番号であり、位置番号の注記は管理出納のためで、これは引き継いだ諸帳方だけでなく、引き渡した寺社方にとっても重要な情報であるからである。

引き渡し証文の事例を示せば次の通りである。

御蔵百拾三番二入

天明七年町家打こほち一件吟味之書付并向来之掟受判之帳面等諸書付入一箱

但、河尻町打こほち吟味之書付共入

右御引渡申候事

三月十九日

町方

諸帳方

受取申候

竹岡源之允

これは町方から諸帳方管轄への引き引き渡しである。しかし、原局では保管スペースがあるかぎり多くの文書記録を現局で保管しようとし、引き渡されるのは一部というのが実際の姿ではないだろうか。それでも文書記録のライフサイクルという考え方や文書記録専管部局「諸帳方」の設置と移管システムの存在は注目に値する。

イ 坤御槽入

坤槽入りに関する記述として、たとえば次のようなものがある。

「天保三年より嘉永七年迄

一、阿蘇宮造営一件帳」この目録部分を墨で斜めに引いて、「坤御槽入」(後筆)と注記している。これは一件帳を町方から諸帳方の坤槽に移管したことを示している。

あるいは実線で囲んで、遊行上人関係の寛政6年から嘉永7年までの文書記録に「此棒引坤御槽入」という注記があり、4冊を一括して諸帳方管轄の坤槽に移し替えたことを示している。「此棒引坤御槽入」という実線で囲んで一括して引き渡す場合、数行が多いが、十数行に及ぶこともある。

「他所負銀帳」の部で、宝暦2年から天保11年までの7冊は実線で囲んで「此棒引坤御槽入」とあるが、残りの天保12年から安政元年まではそのままであるから、その帳簿は現用・半現用文書記録としてそのまま寺社方・町方で保管をつづけたものであろう。

つづいて文化12年よりの「新規造酒并増造等願 一冊」にある「坤御槽入」という注記を墨で棒消したものがある。これは坤槽入りしようとしたのを取りやめたのか、あるいは、移管後必要となって引き戻したのであろうか。いっぽうで文化3年より文化12年までの「新規造酒并増造等願帳 一冊」に付された「坤槽入」注記を一度墨消してから「生ル」と注記がある。これは槽入りしたものを現場に戻したが、また坤槽に移管したという意味の注記であろう。

目録には次のような引き渡し証文が写されている。

覚 坤御槽三十一番

一、御領内酒造人度江従公儀御渡之鑑札入一箱

右之通御引渡申候、向後風入之節者此方より立合相改可申候付其御心得之事

嘉永七年閏七月十八日

町方

諸帳方

受取申候

竹岡源之允

これは町方から諸帳方へ酒造人公儀鑑札一箱を引き渡した時の証文である。諸帳方について

は後に詳しく検討するが、受け取ったのは諸帳方の竹岡源之允で、坤櫓の31番に永年保存文書として管理保存されることとなったのである。御蔵の場合も、坤櫓の場合も、保存場所が統一的な番号付与方式にもとづいて確定され、引き継ぎ文書に明記されており、移管引継当事者双方の文書記録管理保存と出納・利用を効率化・安定化させるシステムである。

ところで、なぜ風入れのとき原局である町方が立ち合うのであろうか。管理権は原局にもあるからであろうか。他のたとえば「天明七年町家打こほち一件吟味書付一箱」の引き渡し証文にはこのような立合文言はない。やはりこれは諸帳方に引き渡したが、町方にとって鑑札は重要なもので保存に万全を期す必要があったため定期的虫干しへの立合保証文言を付与したのであろう。

③文書記録の廃棄

「古キ一件帳」の部に87筆の文書記録が記載されている。このうち墨で斜めに引かれたままでは何の記載のないものが74筆ある。これは寺社方・町方による直接廃棄であろう。

他方、「古キ一件帳」でも墨で斜めに引かれていないものは「但、一箱二入組二階棚江上置候」とか「此三積老綴、根直り之後□之棚」と注記されており、これは寺社方・町方でなお保管を続けた文書記録であろう。

諸帳目録に白い貼り紙によるマスクキングがあるが、これは何であろうか。文書記録の廃棄か、行方不明であろうが、行方不明なら注記があるはずであるから、やはり廃棄であろうか。

④諸帳方保存文書記録の業務利用

部局での必要がほとんどなくなり、諸帳方に引き渡した文書記録でも場合によっては「見合」つまり参照利用が必要となることがある。そのために次のような注記が付されている。

享保十五年

一、御法事并御祈祷所々御警固之扣帳

此通之御帳、諸帳方江有之由ニ付、為見合此帳ニ記置候、入用之儀も有之節者諸帳方より借受申答候事

これは法事・祈祷儀式の警護に関する文書記録であるが、この諸帳目録が作成された文久2年から130年余前の享保15年の文書記録であって、ある段階で永年保存文書記録として諸帳方に引き渡されていたのであろう。たしかに諸帳方が作成し管理している諸帳目録を閲覧すれば所在はわかるが、しかしこのように関連する文書記録とともに自局の目録台帳に注記しておけば諸帳方の目録台帳の閲覧・検索の労を省くことができるのである。

また事実「雑之部」の後半にまとめて「諸帳方御蔵入目録之内書抜」が記載されている。自局の利用の便に相当配慮した諸帳目録といえよう。

さらに「永田常助達通」など4冊を「右御見合相済御返達候事」という記述がある。これは参照の必要があつて諸帳方から借り出した「永田常助達通」などを参照の用事が終わったので返したという注記である。また「集銭請払帳」などを諸帳方が管理していた御蔵の長期保存文書を寺社方・町方が見合＝参照する必要のために借り出していたが、見合わせが終わったので返却したという記述もある。これらの事実を注記することによって、後の参照の参考にしようとしたものであろう。

5 小括

前述したように「寺社方・町方諸帳目録」には、「諸帳方御蔵入目録之内書抜」の部がある。これは寺社方・町方から諸帳方に引き渡され、諸帳方が管理を担当している御蔵に保存されている長期保存文書記録を抜き書きしたものである。ただし半現用とか非現用、長期保存文書などの意味が現在と違うことは当然であるが、熊本藩での文書記録の保存年限についての規定が見あたらないので便宜的に使用している。またつづいて「坤御櫓入目録帳之内書抜」の部がある。これは寺社方・町方から諸帳方に引き渡され、諸帳方が管理を担当している坤御櫓に保存されている永年保存文書記録を抜き書きしたものである。

もっとも諸帳方へ引き渡しといっても、各部局において重要な文書記録と認識されているものについて、虫干しの時に立ち合いを求めているように、管轄権は原部局にもあった。

さて、いままでの検討で熊本藩の文書記録の管理・保存には3段階があったことがわかる。

現用・半現用の文書記録はそれぞれの部局で管理保管していた。各部局では、不定期にその内を評価・選別し、長期保存を要すると考える文書記録は諸帳方に引き渡し、引き継いだ諸帳方はそれらの文書記録を整理し、入り目録を作成し、御蔵に配架し管理保存するシステムが確立していた。これらのことについては後に具体的に詳述する。

多くの文書記録はこの段階を踏むが、場合によっては現部局から直接、坤櫓に引き渡されることもあった。またともに諸帳方が管轄する御蔵から坤櫓にすべての文書記録が保存替えされるわけではなく、一定の評価・選別を経て移されていたようである。坤櫓への保存替えでも、諸帳方の作成による入り目録が整備されており、坤櫓に入った永年保存文書記録の管理と利用のための台帳として機能していた。

いずれも評価・選別と廃棄を前提に文書記録管理保存システムは運営されてた。とはいえ、原部局での文書管理の実態は前述した町奉行所が移転したときのような状況もあって、必ずしも十全に機能していたといえない部分もあった。このようなことが熊本藩の文書記録管理の実態だったようである。

また原局では、保管場所があるかぎりできるだけ多くの文書記録を原局で保管しており、引き渡されるのは一部というのが実際の姿ではないだろうか。それでも文書記録のライフサイクルという考え方や文書記録専管部局の設置と移管システムの存在は注目に値する。